

第1回住吉中学校ブロック学校教育部会

開催日時 平成23年 11月28日(月) 18:30~18:50

会 場 住吉中学校 フリールーム(3階)

次 第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 部会長選出
- 4 議事
 - (1) 今後のスケジュール概要
 - (2) 小学校の統合に向けた取り組み
- 5 事務連絡
- 6 閉会

(設置目的)

第1条 住吉中学校ブロックに新設する小中連携校（以下「新設校」という）の開校準備を円滑に推進するため、住吉中学校ブロック小中連携校開校準備委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事項を所管する。

- (1) 校名、校章、校歌など、新設校の開校準備に関すること
- (2) 教育課程の編成及び実施に関すること
- (3) 通学路に関すること
- (4) 施設整備、施設開放に関すること

(委員会)

第3条 委員会の構成は、別表1のとおりとする。

- 2 委員の任期は新設校開校までとし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、住吉中学校長を充てる。

- 2 委員長は委員会を主宰し、必要に応じて委員会を招集する。
- 3 委員長が欠けた場合は、委員の互選により委員長代理を選任する。

(専門部会)

第5条 委員会の円滑な議事運営を図るため、委員会の下部機関として専門部会を設置する。

- 2 専門部会は委員会から付託された事項の検討を行い、検討結果を委員会に報告する。
- 3 専門部会の構成は、別表2のとおりとする。
- 4 専門部会の委員の任期は新設校開校までとし、欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第6条 専門部会に部会長を置き、部会長は委員の互選により選任する。

- 2 部会長は専門部会を主宰し、必要に応じて専門部会を招集する。
- 3 部会長が欠けた場合は、委員の互選により部会長代理を選任する。

(会議)

第7条 委員会及び専門部会の会議は、原則公開とする。

- 2 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会指導部に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項が生じた場合は、委員会で協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は平成23年5月16日から施行する。

専門部会（学校教育部会：教育課程の編制及び実施に関すること）

組 織	氏 名	役 職
住吉校区	花田 勇人	住吉校区自治協議会会長
	澤山 ゆり	住吉小学校P T A副会長
	窪 淳朗	住吉小学校長
美野島校区	谷川 久子	美野島公民館長
	松井よしこ	美野島小学校P T A会計
	藤坂 親	美野島小学校長
住吉中学校	嶋田 優子	住吉中学校P T A副会長
	坂井 俊介	住吉中学校長
福岡市	安武 逸郎	教育委員会学校計画課長
	田中 一道	教育委員会教職員課長
	大塚 浩喜	教育委員会健康教育課長
	×野 忠雄	教育委員会健康教育課長
	穴井 福代	教育委員会学校指導課長
	大城 友記	教育委員会課長（小中連携校開校準備担当） ※部会事務局
	笠原 嘉治	教育委員会発達教育センター所長
	吹氣 弘高	教育委員会研究支援課長

今後のスケジュール概要（案）



